

第7回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和3年1月7日(木) 午前9時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第1号 農地審議 農地法第3条関係について
所有権移転
議案第2号 農地審議 農地法第5条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項 ①第20号農業委員会だよりの掲載内容案について
- 5 その他 ①農政情報について
②議案添付資料等について
③当面の日程について
④その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

征矢昌博	伊藤篤
------	-----

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	出羽澤平治	事務局次長	東澤規江

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席者でございますけれども農業委員、農地利用最適化推進委員とそれぞれ全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第7回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、征矢昌博委員と伊藤篤委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>2件22筆</p>
議長 委員一同	<p>番号2-29、番号2-30につきまして質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長 委員一同	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
議長	<p>そういう届出でございますので、受理と致します。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。</p> <p>3件5筆</p>
議長 委員一同	<p>番号2-35、番号2-36、番号2-37につきましてご質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長 委員一同	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
議長	<p>報告事項②についても、3件全て受理と致します。</p> <p>報告事項は以上で終わります。</p>
議長	<p>2 議事</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p> <p>番号2-11、番号2-12は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条</p>

<p>議 長</p>	<p>の許可要件の全てを満たしております。</p>
<p>高木繁雄委員</p>	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号2-11 につきましては私の担当でございますので、説明をさせていただきます。</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>地図は会議資料の7ページになります。赤色に囲ってある所が今回の申請地になります。今までは譲受人の [] が、譲渡人である [] と利用権を設定して耕作しておりましたが、今回譲り受けるという事です。</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>番号2-11 につきましてご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号2-11 につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
<p>議 長 丸山芳雄委員</p>	<p>番号2-11 につきましては「許可相当」とします。</p> <p>番号2-12 につきまして、丸山芳雄委員の説明を求めます。 譲渡人の [] にお住まいで、自宅から通って自作をしていますが農地もだいぶ離れていて不便という事で、最近ではその農地は作付けをしておらずロータリーをかけるだけの状態だったという事です。譲受人の [] は今回申請地になっている農地の隣で耕作をしております、地図は8ページになりますが、 [] の農地を通らないと [] の農地に入れないという事情になっています。それで [] が購入をして自分の土地と一帯で耕作をするのが一番良いのではないかという事で、購入をするという事になった様です。この農地一帯が遊休農地が点在する地域で、このままにしているとまた荒地等が増えてくるのではないかという事で農地全域を含めて購入をしたいという事です。購入後は今作っている花を増やしたいという事と、そばを作りたいという様に説明がありました。</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>[] が耕作をしてくれるという事ではありますが、番号2-12 につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号2-12 につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2-12 につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第1号は終わります。</p> <p>議案第2号 農地審議 農地法第5条関係（農業委員会許可処理案件）に</p>

事務局	<p>ついてを議題とします。</p> <p>朗読 上程</p> <p>番号1から番号7は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。</p>
議長	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p> <p>番号1につきまして、有賀晴彦委員の説明を求めます。</p>
有賀晴彦委員	<p>地図は9ページになります。ここは平成4年に既に転用がされていて、譲渡人の[]が家を建てるという事だったそうですが、[]しまい、それで[]も現在[]という事でもう家は建てられないという事で譲受人である[]が貸駐車場を買うという事になったそうです。この周りは全て宅地になっておりまして、農地的には何も問題はないと思います。</p>
議長 有賀晴彦委員	<p>貸駐車場という事は、周りには住宅などがあるという事ですか。</p> <p>周りには、アパートがいっぱいあるので、それで貸駐車場にするという事だそうです。</p>
議長 有賀晴彦委員	<p>アパートの車ならその駐車場に入っていきますか。</p> <p>普通の車が入るには特に問題ないです。</p>
議長	<p>分かりました。番号1につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>この農地は第3種農地ですので原則許可という事になりますけれども、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号1につきましては「許可相当」とします。</p>
議長 渡邊健寛委員	<p>番号2につきまして、渡邊健寛委員の説明を求めます。</p> <p>地図は11ページになります。この土地は元々[]が所有をされておりまして、平成24年に農地から建売住宅の敷地として農地転用の許可がおります。ところが[]と譲受人の[]の方で価格が折り合わず放置状態になってしまい、その後[]になってしまいまして、[]という方が相続をされています。譲渡人の[]は、このままではいけないという事で土地の売却を考え住宅として使おうと思ったのですが、南側に住宅がいっぱい並んでいて日当たりが悪く、宅地として売れそうもないという事で、譲受人の[]が資材置場や駐車場として利用をしたいという事で話がまとまったそうです。ここは第3種農地でありますし、元々宅地転用の許可がおりている場所になりますので、資材置場や駐車場としても特に問題はないのかなと思います。ただ一つ私としてちょっと気になるの</p>

渡邊健寛委員	<p>は、この場所が南部小学校へ通う児童の皆さんが朝の7時から8時頃に100人位もしかしたら120人位まとまって通過をします。ここを駐車場にすると[REDACTED]ですので大型バックフォーや大型のコンテナ車両が通過をするという事ですので、朝の時間帯だけでも車の通行を自粛してもらえればと思ったりもしています。ですので農業委員会から一言加える事が出来る様でしたら小学生の通学時間帯は、なるべく通行をしないようにとお願いできたらと思います。通行車両の方ですが、全長が9m重さは多分20t近いバックフォーなどがあるそうなのでトレーラーの様なものが来る可能性もあると思います。以上であります。</p>
議 長	<p>南部小学校に近いという事で、そこは子供達の通学路という事で、渡邊委員が懸念されている事が車の出入り、あるいは大型車が多いのではという事でありました。申請地の前の道路は結構道幅は広いですよ。</p>
<p>渡邊健寛委員 唐澤喜廣委員 渡邊健寛委員 有賀晴彦委員 渡邊健寛委員</p>	<p>そうですね。道幅は十分あります。 グリーンベルトはありますか。 はい、あります。 あそこの通学時間帯は、進入禁止とかになってますよね。 そうですね。裏の方に一応標識が立ってしまして、朝の交通時間帯は進入禁止になっています。ただ警察で設置をしている標識ではないので強制力はないみたいですが、南箕輪村としての協力要請の時間を指定している道路という事になります。</p>
議 長 事 務 局	<p>こういう要望というのは、農業委員会からは付け加える事はできますか。許可の条件に付けるとそれを守らなかったら、その許可も取り消すという事になりますので、それを付ける付けないという事は慎重に考えなければいけません。ただ転用の申請があったときは必ず役場内を回覧をして、転用により影響する事項について各課から連絡事項を書いてもらっています。例えば建設水道課からは、道路専用許可が必要ですか、上水路工事は指定の業者でやって下さいとかです。そういうのを一括して許可書を交付をする時に一緒に添付してお渡しをしているので、そこに例えば、この敷地に接道をする道路が通学道路なので平日の何時から何時までの間、通行については車両通行止めにご協力下さいと入れたらいいのではと思っています。それからここはゾーン30というのが指定されている区域に元々なっています。そちらについては、必ず守っていかなければならないことなので、それについては特に入れるつもりはありません。</p>
議 長	<p>はい、今説明をされた訳でございますけれども、この事は農業委員会からというよりも建設水道課からの要件という事になりますか。</p>
事 務 局	<p>通学路に関しては教育委員会の方からという形で連絡事項に入れさせて頂きたいと思っています。学校教育の係からは了解を得ています。</p>
議 長 事務局長	<p>その様な事で、他にはいいですか。 はい、許可条件に付きましては、基本的にその農地転用を行う事によって</p>




事務局長	周辺の耕作に影響の出る場合には条件として付けなければいけないという様な事は言えますけれども、今回の事は、許可条件ではなくて、ご協力をお願いしますという事で、お願い事項になります。
議長	そういう事で、今事務局長から言われましたが、転用するにあたって周囲の農地を営むのに支障がある場合には条件を付けられますが、それ以上の事は付けられないという事であります。皆さんどうですか。番号2につきまして他にご質問等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
議長	番号2につきましては「許可相当」とします。
議長 伊藤篤委員	番号3につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。 地図は会議資料の13ページになります。場所は■■■■■■■■■■の対角線上の所にある農地になります。転用の理由と致しましては譲渡人の■■■■■■■■■■でございます、もう耕作は出来ないという事です。現状は草刈り程度の管理はされております。譲受人の■■■■■■■■■■は、現在■■■■■■■■■■の方で自転車販売、展示場を行っております。■■■■■■■■■■が通った影響で車の流れも変わったという事で、■■■■■■■■■■の方でお店を出したいと思い、こちらの土地を選定されたという事です。敷地への搬入に関しましては、南側にごございます細い方の道路からの侵入になりまして、30cmから50cmの盛り土を行って碎石舗装で展示場とします。その他に2軒、3軒プレハブを建てて倉庫代わりに使うという事になっております。給水に関しましては、南側の道路より村営の水道管を入れまして、下水につきましては仮設トイレを使うという事で下水には接続をしないという事になっております。それから北側の方へ擁壁を造る予定でいるという事です。雨水に関しましては、碎石舗装それから浸透柵等を作って宅内処理という様な計画になっております。
議長	番号3につきまして何かご質問、ご意見等ありましたら、お願い致します。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号3につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
議長	番号3につきましては「許可相当」とします。
議長	番号4につきまして、酒井文代委員の説明を求めます。

<p>酒井文代委員</p> <p>議 長</p> <p>委員一同 議 長</p> <p>委員一同 議 長</p>	<p>地図は会議資料の 15 ページをご覧ください。16 ページの意見書により譲受人は、[] は、譲渡人である [] という事で、[] の土地を使用貸借し、家を建てるとい事であります。[] のアパートにお住まいという事で、地図に戻って頂きますと申請地は北側の農地まで長かったのですが、そこを少し分筆して北側は畑として家庭菜園で使うという事です。場所は、通学道路の坂を上がってきた所から、手前の道を曲がって田んぼを3枚ほど下においた畑です。</p> <p>こちら第3種農地という事で今は住宅が段々と増えてきている様な所があります。番号4につきまして何かご質問、ご意見等がありましたら、お願い致します。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので、番号4につきまして可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号4につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 菅家美果委員</p> <p>議 長</p> <p>委員一同 議 長</p> <p>委員一同 議 長</p>	<p>番号5につきまして、菅家美果委員の説明を求めます。</p> <p>地図は会議資料の 17 ページになります。[] の裏の真北の土地になります。2枚あって夏の農地パトロールで遊休農地になりかねないと判断した土地なのですけれども、譲渡人の [] がもうあまり農地に手を入れられないという事で、譲受人の [] が貸施設として有料老人ホームを建てまして、それを [] に貸すそうです。その医療法人ゆりかごは [] や、[] のサービス付きの福祉施設をたくさん持っている所です。来年には完成するそうで個室が26部屋ある有料の老人ホームという事らしいです。</p> <p>ここは私も前に農地パトロールで回った時に、ここは耕作放棄地だなあという事で話をしていました。こうして有料老人ホームをいう話になった様です。いずれにしても第3種農地という事で、申請地の周りも転用許可がおりた所だったりで周りにはもう全部うまってしまったのかなあと思いますが、番号5につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので、番号5につきまして可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号5につきましては「許可相当」とします。</p>

<p>議 長 唐澤喜廣委員</p>	<p>番号6につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。 特に補足する事はありませんけれども、先ほど事務局からご説明がありました様に昨年の4月に農業委員会で農振除外の審議があり許可となって、そして12月に県より除外の許可がおりた案件でございます。地図は会議資料の19ページになります。理由としては集落接続という事でここは大泉区になりますけれども譲受人の[]がここに家を建てるという事でありまして、上下水道は公共の物を使用し、それから雨水については、宅内処理をしていくとこういう案件でございまして、特に問題はないと思います。ここは農振除外をした後ですので、宅地への転用という事になります。番号6につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(特になし)</p>
<p>委員一同</p>	<p>特にない様でございますので、番号6につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号6につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 伊藤篤委員</p>	<p>番号7につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。 地図は会議資料の21ページになります。場所は、中部保育園の西側になります。これも農振の除外申請を許可しての転用になります。その時にご検討を頂きましたので詳しい説明は省かせて頂きます。よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここも以前、皆で現地へ見に行った所ですね。番号7につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にない様でございますので、番号7につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号7につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で議案第2号は終わります。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。 朗読 上程 43件94筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>

議 長	番号 2-104、番号 2-228 から番号 2-259 につきまして何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号 2-104、番号 2-228 から番号 2-259 につきまして可としてよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
唐澤会長代理	番号 2-104、番号 2-228 から番号 2-259 につきましては「決定」する事とします。
唐澤会長代理	番号 2-260 につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限により、高木繁雄委員は議事に参与することができません。
唐澤会長代理	この案件につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
唐澤会長代理	特にない様ですので、番号 2-260 につきましていかがですか。
委員一同	(異議なし)
唐澤会長代理	「異議なし」と認めます。
議 長	番号 2-260 につきまして「決定」する事とします。
委員一同	番号 2-261 から番号 2-267 につきまして、何かご質問等ございますか。
議 長	(特になし)
委員一同	特にない様ですので、番号 2-261 から番号 2-267 につきまして可としてよろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
委員一同	「異議なし」と認めます。
議 長	番号 2-261 から番号 2-267 につきまして「決定」する事とします。
委員一同	番号 2-270、番号 2-271 につきまして、何かご質問等ございますか。
議 長	(特になし)
委員一同	特にないようですので、番号 2-270、番号 2-271 につきまして可としてよろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
委員一同	「異議なし」と認めます。
議 長	番号 2-270、番号 2-271 につきまして「決定」する事とします。
事務局	以上で議案第 3 号は終わります。
議 長	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題にします。
事務局	朗読 上程 2 件 5 筆
	以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号の各要件を満た

<p>議 長</p> <p>菅家美果委員</p> <p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p>	<p>しています。</p> <p>番号2-268につきまして担当委員の菅家美果委員、補足説明はありますでしょうか。</p> <p>補足する事は特にありません。</p> <p>番号2-268につきましては、可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号2-268につきましては「決定」する事とします。</p>
<p>議 長</p> <p>唐澤喜廣委員</p> <p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p>	<p>番号2-269につきまして担当委員の唐澤喜廣委員、何か補足説明はありますでしょうか。</p> <p>補足をする事は特にございません。</p> <p>番号2-269につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので、番号2-269につきまして可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号2-269につきましては「決定」する事とします。</p> <p>以上で議案第4号は終わります。</p> <p>議案審議は全て終了します。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>3 協議事項</p> <p>①第20号農業委員会だよりの掲載内容案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行スケジュール、発行規格について説明をする。(会議資料P23) ・補足説明をする。 ・農業委員会だより第20号については、発行スケジュールに沿って進めていく事とする。
<p>事 務 局</p>	<p>4 その他</p> <p>①農政情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」の動画配信と活用をお願い。農地利用最適化と「人・農地プランの実質化」等の話合いの進め方について説明をする。(会議資料P24) ・協議の結果、研修②「農地利用最適化を進める農業委員会活動」を次回か、その次の総会終了後に全委員でオンライン研修をする事と決定をした。 <p>②議案添付資料等について</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議案位置図簡略化について説明をする。 ・協議の結果、次回からは第5条関係のみ村図（2500分の1）での位置を示す事と決定をした。 （農振除外時も位置図は必要）
事務局	③当面の日程について説明をする。
事務局長	④その他 <ul style="list-style-type: none"> ・今年は農業者に関する選挙が2件ほどありますので、ご協力をお願いします。 （西部南箕輪土地改良区の総代選挙、JA上伊那の理事選挙）
酒井文代委員	<ul style="list-style-type: none"> ・黒豆（試食品）を配布する。販売協力をお願いをする。 （南箕輪村6次産業）
議長	以上で議長の職を解かさせていただきます。
唐澤会長代理	閉会 以上を持ちまして、第7回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 （午前11時5分終了）
	<p>以上、第7回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。</p> <p>令和3年（月）20日</p> <p style="text-align: right;"> 議長 高木 繁 雄  議事録署名委員 征矢 昌 博  議事録署名委員 伊 藤 篤  </p>